


(土石流被害の防止による評価)

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	都留市	中津森	地区名	観音沢(かんのんざわ)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本箇所は、都留市中津森地区を流れる一級河川大幡川支流の荒廃渓流である。近年の集中豪雨の影響で渓岸浸食が拡大したことにより、渓流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果 □主要目標 ○土石流災害の防止 保全対象 人家27戸 県道200m 市道400m 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 有(平成29年10月24日 台風第21号) ※ 重要公共施設 有(宝駐在所) ※ (※ 評価基準値)</p> <p>□副次目標 -</p> <p>□副次効果 -</p>							<p>(区分) 国補</p>	
<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 ○</p>							<p>妥当 妥当でない</p>	
<p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備 ○</p>							<p>○</p>	
<p>③経済妥当性 費用便益比 便益(B)÷費用(C)= 4.89 > 1.0 ・便益(B)= 626 百万円 ・費用(C)= 128 百万円</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は渓岸浸食が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。 なお、砂防ダムの計画はない。</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効 ○</p>							<p>○</p>	
<p>⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元都留市より強い要望あり ○</p>							<p>○</p>	
<p><妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断</p> <p>(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク 2 優先度評価: I</p>							<p>○</p>	
<p>(2)整備内容と整備量</p> <p>①整備内容 谷止工5基 ②整備期間 平成31年度～平成33年度 ③総事業費 140百万円(国費 63百万円(1/2) 県費 77百万円(1/2)) ④全体計画 平成31年度 谷止工2基 40百万円 平成32年度 谷止工2基 40百万円 平成33年度 谷止工1基 60百万円</p> <p>⑤既整備内容・期間・事業費 -</p>							<p>(5)総合評価 ○</p> <p>・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施</p> <p>【事業位置図等】 </p>	